

あおいろ

あなたのそばで
あなたを応援！

発行 No.105 (令和3年1月4日)



一般社団法人 北那覇青色申告会

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比2-5-3

☎ (098) 886-4010 (代) ☎ (098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-aoiro.net

ホームページ http://www.kitanaha-aoiro.net



謹賀新年

2021



もくじ

- 2~3 年頭のあいさつ
- 4 納税表彰
税制改正要望大会
- 5 納貯組合ニュース
税の作文



税理士 中村 利江 氏

税理士 平敷 太介 氏

税理士 比嘉 孝明 氏

税理士 新垣 隆顕 氏

コロナに負けるナ!! 決算準備説明会開催!

※確定申告相談の際に
「確定申告のお知らせ」ハガキをご持参ください。

令和2年分 確定申告のお知らせ	
社会保険料 支払済額 902-0068 沖縄県那覇市真嘉比 2丁目5-3	確定申告の期限 令和2年12月31日(日) 令和3年1月15日(金)
確定申告の期限 令和2年12月31日(日) 令和3年1月15日(金)	確定申告の期限 令和2年12月31日(日) 令和3年1月15日(金)
確定申告の期限 令和2年12月31日(日) 令和3年1月15日(金)	確定申告の期限 令和2年12月31日(日) 令和3年1月15日(金)

決算準備説明会開催!

新年明けましておめでとうございます。確定申告にむけて準備をする季節になりました。令和二年の決算、確定申告の準備を始めるにあたり、今年も誤りのない決算と申告をして頂くため、決算準備説明会を開催致しました。コロナウイルス感染防止の為受講者の席の間隔をあけ、検温、マスク着用、ソーシャルディスタンスを保ちながら開催致しました。

不動産賃貸業者対象に税理士の比嘉孝明先生、新垣隆顕先生、事業をしている方、対象に税理士の平敷太介先生(西原町以外の地区)、中村利江先生(西原町地区)を講師にお招きし、離島地区においては、担当職員で対応しました。

令和二年の注意点としては、控除金額の改正が多数あります。必要経費の誤りやすい点や消費税の軽減税率などの注意点、国税電子申告の仕組みや活用についての説明がありました。

令和元年分の申告はコロナウイルス感染拡大により確定申告期限の延長がございましたが、令和二年分の申告につきましては、従来の三月十五日を期限としているのが現状です。つきましては、3密をさけるため事務局において令和二年分確定申告は一人さま四十五分間の時間で完全予約制度(一定期間)を導入することと致しました。制度がスムーズに実現するには会員の皆様のご協力が不可欠となります。ゆとりをもって申告がミスの防止につながると思いますが、このような難しい状況ではあります。ご理解、ご協力をお願い致します。

年頭のあいさつ



確定申告指導相談『完全予約制』を導入!!

一般社団法人 北那覇青色申告会
会長 新本 乗義

明けましておめでとうございます
皆様は年頭のご挨拶を申し上げます
旧年中は、役員を始め、会員の皆様
には、日頃から事業活動にご理解いた
だき円滑に運営することができ、心か
ら感謝申し上げます。

さて、昨年我が国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立が求められ、さまざまな対策がとられておりますが、感染症拡大は終息の兆しが見えず、小規模事業者にとつて極めて厳しい経済環境におかれてい
る中、昨年、本会は、コロナ禍の影響により計画された記帳説明会、研修会・会議行事等が全て中止となり大変
厳しい一年でありました、十二月開催
の決算準備説明会については、ソーシ
ヤルデイスタンスを保ちながら開催致
しました。

令和2年分確定申告の個人事業者に
対する税制改正の主な項目としては、
○青色申告特別控除の見直し ○給与
所得控除額の上限額の引き下げ ○所
得金額調整額の創設 ○公的年金等控
除額の引き下げ ○ひとり親控除の創
設 ○基礎控除額の引き上げ等、従来
と比較して多くの改正があります。役
員を始め、会員の皆様には、本年分の
決算・確定申告に留意し、対応くださ
いますようお願い致します。

合同署外会場「浦添市産業振興センタ
ー・結の街」の青色申告手続きコーナ
ーに於いて、新たな青色申告者の仲間
を増やすために、役員並びに青年部・
女性部の皆様にもご支援ご協力をお願
い致します。

又、令和二年分の確定申告は例年通
り「沖縄納税研修会館」を始め、西原
町・久米島町・座間味村・渡嘉敷村・
南大東村・北大東村の7つの移動納談
会場に於いて実施予定をしております。
確定申告指導相談については、3密を
避けるため「完全予約制」を導入を考
えておりますので、事前にご準備し、
お早めにお申し込みくださいますよう
重ねてお願い致します。会員の皆様の
相談事務に万全を期してサポートいた
します。

インボイス制度・税務関連手続きのデジタル化への対応を!!

北那覇税務署
署長 榎 覇 達 治

新年明けましておめでとうございます
一般社団法人北那覇青色申告会の会
員の皆様に謹んで新年のご挨拶申し上
げます。

新本会長をはじめ役員、会員並びに
事務局の皆様には、平素から税務行政
全般にわたり深いご理解と多大なるご
協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症
の影響により、三密回避・ソーシャル
デイスタンスの確保が強く要請される
など、社会全体がこれまで経験したこ
とがないコロナ禍を強く意識した1年
でした。このことは、貴会におかれま
しても例外ではなく、昨年の確定申告
会場の青色手続きコーナーが休止とな

あけまして
おめでとうございます



会 長	新 本 乗 義
副 会 長	宮 城 太 榮
宮 城 恵 美 子	
日 渡 辰 彦	
新 垣 勉	

るなど、厳しい状況にありながらも記帳制度説明会等の開催を始めとした青色申告制度の普及活動に積極的に取り組まれていることにつきまして、改めて心より敬意を表します。

さて、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が令和五年十月に導入されることとなりますが、同制度における適格請求書発行事業者の登録申請は、本年十月から申請

コロナ禍脱却後の対応を!!



沖縄税理士会 北那覇支部
支部長 金城満珠男

新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、一般社団法人北那覇青色申告会の会員の皆様には輝かしい希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。貴会におかれましては、納税道義の高揚と申告納税制度の確立並びに地域の個人事業者の発展を図るため、税務・経理・経営に関する指導・研修等を開催され、青色申告制度の普及拡大に努めておりますことに深く敬意を表する次第であります。昨年は、沖縄税理士会北那覇支部会

することができまので、「早期に」かつ「e-tax」による登録申請を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

間もなく確定申告の時期を迎えます。日頃の取引や記帳から申告・申請に至るまで税務関連手続きのデジタル化を進めることは、「新しい生活様式」を実現する観点からも極めて重要と考えていますので、会員の皆様におかれま

務運営につきまして、北那覇青色申告会及び会員の皆様のご理解とご協力を頂き、感謝申し上げます。

昨年は我が国のみならず、世界中がコロナに始まりコロナに終わった感があります。三月～五月の第一波、八月の第二波、十一月の第三波と年間を通してコロナ禍に巻き込まれた1年でした。その中において、各種補助金、支援資金などの政策が試みられましたが、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しいまま年を越してまいりました。東京オリンピックも一年延期され、ハード面での準備は整ってきておりますが、運営面では依然として課題がございます。

私たち中小零細企業に対する影響はかなりのものとなりました。今後も、大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備え、「Web会議やテレワーク等の導入・拡充」や「フレックスタイム制等の勤務体制の見直し」、さ

しては、引き続き、「e-tax」による所得税や消費税の申告とキャッシュレス納付（特に「振替納税」・「ダイレクト納付」）をご利用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年が貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたします。新年のご挨拶とさせていただきます。

らには「資金調達手段の確保、災害保険等の加入や見直し」といった工夫が必要となつてきております。

経済状況につきまして、先行きはまだまだ不透明ではありますが、今が景気の底と捉えコロナ禍からの脱却後に備えて頑張りましょう。

税制に関しまして、納税の猶予制度をはじめとする各種の特例措置が講じられることが予想されます。

沖縄税理士会北那覇支部は、こうした特例措置への対応にも備え、北那覇青色申告会が開催する各種研修会や電子申告・電子納税の普及等、各種事業活動に積極的に協力し、青色申告会会員の皆様のご発展・ご繁栄に尽力してまいります。

令和三年はコロナ禍が終息し、一般社団法人北那覇青色申告会並びに会員の皆様にとって実り豊かな発展の年となりますよう心から祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

専務理事

仲本 政祥

理事

城間 信夫

比嘉 嘉一

比嘉 美津

翁長 友一

翁長 友一

豊里 透

豊里 透

上間 仁

上間 仁

比嘉 義二

比嘉 義二

小川 哲

小川 哲

渡利 真

渡利 真

糸数 達

糸数 達

屋良 朝

屋良 朝

秋元 幸

秋元 幸

金城 孝

金城 孝

東城 直

東城 直

村吉 行

村吉 行

金城 子

金城 子

仲本 弘

仲本 弘

山本 清

山本 清

平田 昌

平田 昌

宮平 安

宮平 安

座波 弘

座波 弘

知念 吉

知念 吉

磯崎 正

磯崎 正

沖山 武

沖山 武

金城 彦

金城 彦

名城 光

名城 光

照屋 政

照屋 政

儀保 清

儀保 清

桃原 宜

桃原 宜

島元 辰

島元 辰

相談役

島元 辰

おめでとうございます。

多年にわたり納税道義の高揚と青色申告制度の普及に大きく貢献されました。

令和二年度 納税表彰

○北那覇税務署長表彰

一般社団法人 北那覇青色申告会
理事 豊里友一氏



○北那覇税務署長感謝状

一般社団法人 北那覇青色申告会
総務課長 我那覇 美樹子

税制改正要望大会

毎年十一月に自由民主党本部に於いて開催している税制改正要望大会はコロナ禍により中止になりましたが、令和三年度税制要望は個人事業主の活力を取り戻しその経営基盤を強化するため、宜名真典連会長、仲本専務理事、友寄事務局長（沖縄中部会）の三名で地元国会議員（自由民主党）先生方の事務所を訪問し次の項目を陳情してまいりました。

- 青色事業主勤労所得控除の早期実現
- 消費税「軽減税率対象品目見直し」
- インボイス移行取りやめ
- 青色申告特別控除十万円を二十万円に引き上げ
- 個人事業者の事業承継税制の円滑な運用
- 災害損失控除の創設
- 個人事業者に係る純損失の繰越期間の延長の六項目を詳細に説明した

第九回 通常総会開催！



第九回通常総会が六月九日、ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城「首里の間」に於いてコロナ禍により会員、役員のみで参加、ご来賓は参加を見送り開催となりました。



仲本清弘総務委員長の司会により進行し、宮城太榮副会長の開会の辞、会歌斉唱のあと新本会長は挨拶の中で「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、申告期限の延長、柔軟な取り扱いがされる事から例年になく環境の中、青色コーナーが廃止となり会員数は伸び悩みました。又、消費税申告は軽減税率制度の導入後、初めての確定申告となりましたが、会計ソフトブルーリターンAを活用した個別指導により乗り越える事ができました。更にイータックスの普及についても順調に推移致しました。政府が感染症緊急経済対策として、各種給付金・金融・税制面などの情報を周知、広報を徹底して実施しますので、手続きでお困りの場合は是非、事務局にご相談下さい」と述べられた。

続いて新本会長が議長となり報告事項と議案の審議に移った。

- 令和元年度事業報告
- 令和二年度事業計画

○令和二年度収支予算決議事項

○令和元年度決算報告書承認の件

○任期満了に伴う役員改選の件
以上の議案を仲本専務理事より説明があり、満場一致で承認可決された。

続いて退任役員功勞感謝状贈呈があり、永年、役員として本会の発展にご尽力頂きました島袋輝子様に感謝状と記念品及び花束が贈呈されました。

続いて、譜久村意次北那覇税務署長よりお預かりしましたご祝辞を宮城恵美子副会長より代読があり、新型コロナウイルス感染症拡大の大変な中、健全な納税動議の高揚と申告納税制度の普及を目的に各種事業の展開に努められた会活動の成果、e-tax利用件数の増加に税務行政に対する深いご理解とご協力の賜物と評された。税に関する国民の関心が一層高まる中、税務行政を適切に運営していくために当会との連携・協調が極めて重要との見解を示され、今後とも税務行政への尚一層のご理解、ご協力を求められた。

閉会の言葉の日渡勝彦副会長が述べられ閉会となりました。

遺言書活用法の基礎知識



去る九月十六日（水）、浦添市産業振興センター・結の街に於いて「遺言書活用法の基礎知識」講座が開催されました。

講座は、司法書士 與儀信一先生（司法書士法人アック）が講師となり、始めに遺産相続の現状について、遺言書がない場合に起こりうる問題点として、手続き以上に時間と費用がかかる事や、自分が残した

相続・贈与に関する税務のポイント



去る十月九日（金）、浦添市産業振興センター「結の街」三階大研修室において、税理士の山入端正範先生を講師にお招きし、「相続・贈与に関する税務のポイント」研修会が開催されました。

研修会では、相続税については、誰が法定相続人になるのか・法定相続分はいくらか・相続税の計算はどのように行われるかという基本的なところから始まり、相続税と贈与税の税率の違い、相続時精算課税制度、平成三十年の民法改正で創設された配偶者居住権などについて説明された。

また、相続対策として、将来値上がりが見込まれる土地や収益を生む土地を生前贈与することが有効であると紹介された。

最後に、相続対策の注意点として、相続対策はオーダーメイドであり、人によって有効な対策が異なること、税金の対策だけでなく、親族争いを避ける対策も必要なこと、相続は始まってからでは対策ができないので早めに専門家に相談するよう呼びかけ研修会を締めくくりました。

納貯組合ニュース

北那覇青色申告納税貯蓄組合

令和2年度

中学生の税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催する「中学生の税についての作文」の入選作品が決まり、北那覇青色申告納税貯蓄組合での上位作品をご紹介します。

令和2年度 応募状況

組合名	学校数	作品数
北那覇	14	829
那覇	22	1,257
沖縄中部	14	1,145
北部	12	289
宮古	5	110
八重山	10	415
計	77	4,045

☆（公財）全国法人会総連合会長賞 「未来を見据えた増税と意義」

西原町立西原東中学校

三年 外間 凜

「消費税増税って無駄じゃない?」「なぜ、払わなきゃいけないの?」消費税増税に対して、よくこのような声を聞きます。私も、この作文を書くまでは、そう思っていました。しかし、実際に税について深く学び、消費税増税について考えてみると、今までとは違う見え方になりました。

まず、私の一番の疑問は、『増税された分の税金が何に使われているか』という事でした。増税分の税金は、主に、国の借金の軽減・教育の支援・医療や福祉の充実の三つに使われていました。

この三つの使い道には、ある共通している問題が関連していることに気付きました。それは、少子高齢化です。現代の日本は、だんだん高齢者が増え、共に、出生率が下がる事で、日本を支える働き手が少なくなってきたのです。消費税増税は、その状況を抑えるために行われたのかな、と自分なりに考えてみました。増税分の消費税の使い方を一つひとつ見ていくと、これから多くなっていく高齢者数に対応するための医療・福祉の面が一つ、教育費負担を軽減し、少子化を抑えるための教育の面が一つ、そして、そのような問題の解決にとりくんでいく未来の負担を軽減するための国債費

の返済が一つ。これら全てが、次の世代のための貯金箱のようなものだと思います。少子高齢化は、すぐには解決できず、私達が大人になる十年後、二十年後も向き合っていかなければならない問題です。だから、その時代に向けて、今すべきことが十パーセントの消費税をきちんと納めるという事だと感じました。

私は、これから、今までにはなかった新しい問題に立ち向かって時代を築いていきます。そのためには、消費税や他の税金に対しても、マイナスに捉えるばかりでなく、その問題解決の支えになるものとして、しっかりと学び、意見していく必要があるとおもいました。

また、最近、ネットを開くと、『誹謗中傷』という言葉をよく見かけます。日本は、『おもてなしの国』と言われるほど、相手の顔が見えないネットの世界では、乱暴な言葉があふれていて、その差に驚きやショックを感じた人も少なからずいるはずです。でも、仮に一人ひとりがもう少し他人の気持ちを考えていたら、その状況は変わっていくと思います。税に関しても、ただ払うのではなく、年齢関係なく学び、考えを持つ事で、日本の助け合いの精神は、どんな時、どんな場所でも生きてくるのではないかな、税にはそういった役割も魅れているのではないかなと思いました。私はこれから、社会の一員として、誰かを支える身として、令和を築く一人として、税を納める意義を考えながら、日々を過ごしていきたいです。

支え合える未来が続くように…。

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度の特長

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

取引先の倒産から会社を守る制度です!

1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は**無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は**税法上損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に

掛金月額、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です



経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

モデル県運動
推進中!

このご案内は制度の特徴を説明したものです。詳細は正規のパンフレットをご覧ください。

全青色共済 傷害特約付

70才6ヵ月まで
新規加入できます!

「全青色共済」は会員同士の助け合い制度です

全青色共済は、青色申告会員の相互扶助を基調とし、生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に昭和51年に発足しました。以来、全国の青色申告会員の方々にお役立ていただいております。

※本自家共済は金融庁の監督指針に沿って運営をしております。

この機会に「全青色共済(傷害特約付)」加入にご協力をお願いします

月額 2,250 円

の会費(掛金・保険料等)で

保障(補償)開始: 令和3年6月1日

(損保部分は6月1日午後4時から補償)

「全青色共済」は、全国青色申告会総連合共済会の自家共済と大樹生命保険(株)の無配当定期保険と三井住友海上火災保険(株)の団体総合生活補償保険から構成される制度です。また、「傷害特約」は全国青色申告会総連合共済会の自家共済と三井住友海上火災保険(株)の団体総合生活補償保険から構成される制度です。

代理店・扱者: ㈱ゼンアオイロ 03-3294-2301 大樹-KB-2020-570 B20-101877 2021.12.01

病気もケガも保障(補償)!

例えば...45才の方なら

※給付金(保険金)額は年齢に応じて異なります

▼病気死亡: 200万円 ▼病気入院(日額): 1,000円 (10日以上入院の時)
▼ケガ死亡: 900万円 ※地震等で死亡の場合 600万円
▼ケガ入院(日額): 4,000円 (5日以上入院の時)(1~4日目まで 3,000円)
▼ケガ通院(日額): 1,500円 等

14才6ヵ月超70才6ヵ月以下の方がご加入できます(令和3年6月1日現在)

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの?

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

1 経営者のための 退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は 全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も 税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

Be a Great Small.
中小機構

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又は
ホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済

